

## (巻末資料)

(①個人情報保護法第 58 条第 1 項各号に掲げる法人及び②同条第 2 項各号に掲げる者における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン参照箇所)

### ① 個人情報保護法第 58 条第 1 項各号に掲げる法人における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン参照箇所

個人情報保護法第 58 条第 1 項各号に掲げる法人<sup>(注1)</sup>には、原則として、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)が適用されます。

一方で、当該各号に掲げる法人は、番号法が適用される部分の一部及び個人情報保護法第 125 条第 2 項によって個人情報保護法の公的部門の規律が適用される部分に係る特定個人情報の取扱いについては、下表(番号法関係及び個人情報保護法関係)のとおり、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)を参照する必要がある箇所があります。

(注 1)「個人情報保護法第 58 条第 1 項各号に掲げる法人」とは、次の法人をいう。

- ① 個人情報保護法別表第 2 に掲げる法人
- ② 地方独立行政法人のうち、試験研究を行うこと等を主たる目的とするもの、大学等の設置及び管理等を目的とするもの並びに病院事業の経営を目的とするもの

### ② 個人情報保護法第 58 条第 2 項各号に掲げる者が行う当該各号に定める業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン参照箇所

個人情報保護法第 58 条第 2 項各号に掲げる者が行う当該各号に定める業務<sup>(注2)</sup>については、個人情報取扱事業者等による特定個人情報の取扱いとみなされることから、原則として、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)が適用されます。

一方で、個人情報保護法第 58 条第 2 項各号に掲げる者が行う当該各号に定める業務であっても、番号法が適用される部分の一部及び個人情報保護法第 125 条第 1 項によって適用が排除されない公的部門の規律の一部に係る特定個人情報の取扱いについては、下表(番号法関係及び個人情報保護法関係)のとおり、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)を参照する必要がある箇所があります。

(注 2)「個人情報保護法第 58 条第 2 項各号に掲げる者」の「当該各号に定める業務」とは、次のものをいう。

- ① 地方公共団体の機関が行う業務のうち病院及び診療所並びに大学の運営の業務
- ② 独立行政法人労働者健康安全機構が行う病院の運営の業務

番号法関係	
特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン (事業者編)の参照不要箇所	特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン (行政機関等編)の参照箇所
・ 第 3 - 4 - (3) 罰則の強化 (番号法第 57 条部分)	
・ 第 4 - 1 - (1) 個人番号の利用制限	・ 第 4 - 1 - (1) 個人番号の利用制限
・ 第 4 - 3 - (2) 2 B f 情報提供ネットワークシステムによる提供 (第 8 号及び第 9 号、番号法施行令第 20 条)	・ 第 4 - 3 - (2) 2 B h 情報提供ネットワークシステムによる提供 (第 8 号、第 9 号、番号法施行令第 20 条、番号法第十九条第九号規則)
・ 第 4 - 3 - (2) 2 C 個人情報保護法上の第三者提供との違い (* 部分)	・ 第 4 - 3 - (2) 2 C 個人情報保護法による提供の制限との違い (* 部分)
	・ 第 4 - 3 - (3) 情報提供ネットワークシステムによる利用特定個人情報の提供
・ 第 4 - 5 特定個人情報保護評価	・ 第 4 - 5 特定個人情報保護評価
	・ (別添 1) 2 D b 事務取扱担当者等の教育 (サイバーセキュリティの研修部分)
個人情報保護法関係	
特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン (事業者編)の参照不要箇所	特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン (行政機関等編)の参照箇所
・ 第 4 - 4 第三者提供の停止に関する取扱い	

(巻末資料)

	・ 第 4 - 4 - (3) 開示
	・ 第 4 - 4 - (4) 訂正
	・ 第 4 - 4 - (5) 利用停止
・ 第 4 - 6 個人情報保護法の主な規定 G 保有個人データに関する事項の公表等（個人情報保護法第 32 条、個人情報保護法施行令第 10 条） H 開示（個人情報保護法第 33 条） I 訂正等（個人情報保護法第 34 条） J 利用停止等（個人情報保護法第 35 条） K 理由の説明（個人情報保護法第 36 条） L 開示等の請求等に応じる手続（個人情報保護法第 37 条、個人情報保護法施行令第 12 条、第 13 条） M 手数料（個人情報保護法第 38 条） N 事前の請求（個人情報保護法第 39 条）	・ 第 4 - 6 個人情報保護法の主な規定 G 個人情報ファイル簿の作成及び公表（個人情報保護法第 75 条） H 審査請求（個人情報保護法第 104 条から第 107 条まで） I 条例との関係（個人情報保護法第 108 条）